

只木ゼミ春合宿第2問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

- 5 1.弁護側レジュメのA-3説(折衷的相当因果関係説)において、「認識が異なる行為者によって犯罪の成立に差が生じることは不当とは言えない」とあるが、客観的には全く同じ行為をし、ただ主観面に差があっただけなのに、客観的であるべき因果関係の有無に差が出るのはやはり不当ではないか。
- 10 2.弁護側レジュメのA-3説(折衷的相当因果関係説)において、「経験上通常か否かの判断は、客観的帰属の最外部を限定する機能をもつにすぎず、偶然的な事象についてのみ帰属できないと評価する」とあるが、このような判断基準を用いる根拠は何か。

以上